参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年7月8日 支出負担行為担当官 気象庁総務部長 石谷 俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、気象庁所属の海洋気象観測船「凌風丸」「啓風丸」で運用している航走水温塩分計用センサー(以下、「TSGセンサー」という)の較正を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な航走水温塩分計の内部構造等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 航走水温塩分計用センサーの較正
- (2)業務内容 米国 Sea-Bird 社製のTSGセンサーの較正を実施する。
- (3) 履行期限 令和5年1月31日(火)

3 業務目的

気象庁所属の海洋気象観測船「凌風丸」「啓風丸」で使用するTSGセンサーについて、所期の測定精度を維持するために、基準器との比較検査を実施し、必要な較正を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②令和4・5・6年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交 通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

TSGセンサーからの信号は、船上の制御・データ処理部に送られている。センサーの 較正結果をデータ処理部において収録プログラムに適用できる技術力を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

TSGセンサーは航走水温塩分計に組み込まれていることから、航走水温塩分計の性能・機能仕様を理解し、TSGセンサーを支障なく運用できるよう動作確認できる設備・システムを有すること。

- (4) 守秘性に関する要件
 - (ア)発注者から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが 明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された 資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。
 - (イ) 発注者の許可を受けた場合を除き、本業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。
- (5)業務執行体制に関する要件

TSGセンサーを高精度で較正するには、製造元である米国 Sea-Bird 社で行わなければならない。このため、同社との技術的連携体制を明示できること。

(6)業務実績に関する要件

国内において、航走水温塩分計センサーの較正のため、米国 Sea-Bird 社との取次実績があり、過去の較正実績を示す事が出来ること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 門田 元

電話 03-6758-3900 (内線 2516)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年7月8日(金)から令和4年7月29日(金)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年8月1日(月) 17時まで (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る又は雷送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において 関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提 出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当

入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。 (5) 詳細は説明書による。